

～相談事例～

こんな時、どうするの？

工場の汚泥ピットの清掃を受託しているのですが、ピットがある場所までの道が狭いことから、小さなポンプ車で汚泥を抜き取り、客先の事業場内で積み替えし大きな車両で処分場まで運搬をしたいと思っています。積み替え保管になるでしょうか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

顧客の事業場のピット清掃と、汚泥搬出を受託しています。汚泥を小さなポンプ車で抜き取り、1m³コンテナに移して、それを大きなポンプ車で処分先まで搬出します。清掃すべきピットまで、わが社の大きなポンプ車のホースが届きません。小さなポンプ車で現場近くまで入って汚泥を抜き取りする予定です。この小さなポンプ車で回収したものを、事業場内の広い場所に置いた1m³タンクに移し、即時、大きなポンプ車で搬出しますが、積替保管ですか？

(協会)

ピットから汚泥を回収し、「1m³コンテナ」に移し替えるので、これが「積替保管」に当たるかということですね。今まではどうしていたのですか。

(相談者)

初めての受託でした。

(協会)

まず、今回の1m³タンクが「保管」に該当するかということですが、収集運搬の過程において、一定期間留め置く行為を保管というか、という疑義に、昭和60年7月26日衛産第42号の回答の通知があります。「収集運搬してきた車両から積み替え地点以降の運搬の用に供される車両への廃棄物の積替え及び運搬が、連続して行われたい限り、保管行為を伴うものとして解して差し支えない。」とあります。つまり、今回のような連続している行為は保管に当たらないと理解できます。

そもそも、搬出すべき汚泥は、ピットの清掃に伴い発生するもので、それを貴方が搬出のために1m³タンクを置くのですが、ピットのすすぎの汚水も回収するでしょうし、1m³タンクまでは清掃作業の範囲と説明するのが妥当なのではないでしょうか。

(相談者)

そうですか。無許可の指摘はされたくないのですが、連続しているとは？

(協会)

通知では、保管となるかもしれないコンテナの前後が連続しているかということをお聞きしています。コンテナの前後の行為者は同じで、清掃行為と連続して排出が行われます。複数の汚泥発生現場から他社がこのコンテナに汚泥を運ぶことはしません。清掃と搬出は自己完結します。

ただし、その1m³コンテナが客先の事業場内に常設され、清掃業務以外で発生したのもも集積し、清掃と搬出が連続しなくなると、通知の「連続して行われている」に該当しなくなるようです。今回は、一回の清掃業務で発生するものだけを搬出するのですね。

(相談者)

そのとおりです。

(協会)

顧客の事業場内でも積替保管の許可が必要になる場面はあるようです。清掃業務から搬出までの行為が連続していない場合は、保管施設を経由した搬出になるようです。収集運搬業者が積替保管の許可も取得しないとはいけません。

(相談者)

わかりました。